絹本著色雲山和尚像　一幅

【所　在　地】出水市野田町下名八幡　感応寺
【種　　別】県指定有形文化財（絵画）
【指定年月日】昭和 56 年 3 月 27 日

感応寺の中興開山雲山和尚（1274 ～ 1344 年）の画像。

雲山和尚は，元亨 3（1323）年から康永 3（1344）年まで感応寺の住職として，同寺の中興発展に尽力した。画像は縦 95.5cm，横 45cm の画布に描かれ，曲彔とよばれる椅子に袈裟姿の和尚が座し，右手に警策を持ち，下の沓台に沓をそろえて置いた，禅宗高僧の画像であるいわゆる頂相の形式をとっている。さらに像主の上方には感応寺 10 代の徹堂和尚（住山＝ 1465 ～ 1499 年）の発意により，島津貞久，足利尊氏らとの逸話をまじえて雲山和尚の人格を讃え，和歌をそえた讃が書かれている。一般に頂相に添える讃は漢詩文の形式をとるが，ここにおいては和歌が添えられており極めて特色がある。雲山和尚と徹堂和尚との間に約 150 年の時代のひらきがあるが，この画像・讃とも徹堂和尚の活躍期（明応年間を中心とした時代）に描かれたものと考えられる。

雲山和尚は，京都東福寺第二世圓鑑禅師の法嗣で，肥前（佐賀県）高城寺より，島津忠宗，貞久の招きにより島津家の菩提寺感応寺の住職として入山し，28 年の歳月を費して，京都東福寺を模した七堂伽藍の大禅堂を完成した。室町幕府は，当寺に特別な庇護をくだし，尊氏は諸山十刹に列し，義満は将軍家の祈願寺とした。図上の讃には，尊氏が雲山和尚に贈った和歌「さそなけに都のとをき山のはに　くもらぬ月の　ひとりすむらむ」が記されている。